平成３０年（フ）第１３４号
大津市大平２丁目31番14―501、住民票上の住所滋賀県栗東市手原２丁目１番14号、（前住所）滋賀県草津市下物町22番地22
債務者　西村　伸二
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中　　睦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６０号
大津市際川２丁目21番17号　坂下ふじ子方、住民票上の住所大津市際川２丁目21番17号、（前住所）京都市北区西賀茂大道口町111番地４
債務者　坂常　良雄
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川真美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１７２号
広島市西区小河内町２丁目24番16―402号
債務者　北崎　啓之
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖花　和夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１１号
秋田市東通観音前６番６号　ベルシオン107　202号
債務者　渋谷　直士
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２１号
徳島県板野郡北島町新喜来字江古川１番地４
債務者　江原志津子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３２号
大分市高松東３丁目６番22号（Ｗｉ１１　ＴＡＫＡＭＡＴＳＵ101）
債務者　若松　儀幸
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０２号
秋田市新屋松美ガ丘東町２番１号　トライアングル103号
債務者　工藤　大地
1　決定年月日時　平成30年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　史明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９３号
兵庫県伊丹市昆陽南５丁目１番19号、前住所兵庫県伊丹市昆陽３丁目292番地１
債務者　小山　正広
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　有輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
兵庫県伊丹市荒牧７丁目８番11号　フローラ弐番館203号
債務者　長谷　武典
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１０７号
兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目50番地（Ａ―701）
債務者　東川　耕一
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井希千与
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月27日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２４０号
大阪府岸和田市額原町143番地の１　エクセレントサカキ２Ｈ号
債務者　宇田　直樹
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４０９号
石川県小松市浜田町ロ―50―３、住民票上の住所神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番14―1102号
債務者　篠原　龍斗
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２７号
神戸市中央区脇浜町３丁目５番６―806号、従前の住所神戸市西区池上４丁目10番地の12
債務者　中尾　　司
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　葭岡　倫矢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１９号
鹿児島県鹿児島市武２丁目44番13号
債務者　有川　　豪
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　貴博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第６１号
青森県弘前市大字浜の町東３丁目４番地３
債務者　石戸谷　優
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　達三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第９６号
広島県福山市津之郷町大字加屋193番地３
債務者　花咲　正志
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　佑介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１０８号
佐賀市川副町大字犬井道453番地
債務者　中山　孝義
1　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥飼亜由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係